

令和8年度VR及びアバターを活用した学習支援委託業務仕様書

1 業務目的

「愛知県 定時制・通信制教育アップデートプラン」(令和5年1月16日策定)における「学びのVRネットワーク」の具体化のため、VR(バーチャルリアリティ)及びアバター※1を活用した学習支援を行う場となるネットワーク上の空間(以下、「メタバース※2」という。)において、不登校を経験した生徒等を対象とした学習支援を実施する。

※1アバター:メタバースの中に映し出し、授業に参加する生徒や教員等を表すキャラクター

※2メタバース:VR技術を用いて作り出され、学習活動を行う場となるネットワーク上の空間

2 業務名称

令和8年度VR及びアバターを活用した学習支援委託業務

3 委託業務実施校(以下「実施校」という。)

フレキシブルハイスクール4校(佐屋、武豊、豊野、御津あおば高等学校)

※ フレキシブルハイスクールとは、令和7年4月に開設した全日制・昼間定時制・通信制の3課程を一つの学校内に置き、課程間をフレキシブルに行き来して学べる学校で、3課程とも平日昼間の時間帯に学習活動を行う。

4 業務内容

(1) メタバースを活用した学習支援を継続実施できる環境の整備

実施校において、メタバースにおける学習支援を継続的に実施できるよう下記ア～ウの環境を整備すること。

ア 機能の設定(最低限必要な機能として記載)

- ・ アバターのキャラクター作成(アバターを複数用意し、選択できる方式でも可)
- ・ アカウント名の作成
- ・ 資料共有機能
- ・ 全体へのアナウンス機能
- ・ 表情や絵文字等での意思表示
- ・ チャット機能
- ・ 音声通話機能

イ メタバース上の空間の設定(最低限必要な空間として記載)

- ・ 学校の教室をイメージした空間
- ・ 学校の相談室をイメージした空間
- ・ 生徒同士がコミュニケーションを取ることのできる空間
- ・ 生徒が外部企業等とつながることのできる空間

ウ その他

- ・ 4校の生徒が利用することから、各校の生徒がメタバースを活用しやすくなるよう、学校ごとに専用の空間を構築するなど、空間の設計や運用面での工夫を講じること。
- ・ 受託者において、メタバースやアバターのデザインを作成する(既存のものも可)こととし、下記(2)～(4)を実施する上で、必要となる設備環境がある場合は対応すること。

- ・ メタバースの使用にあたっては、接続の安定性及び操作の利便性かつ簡易性に優れた情報通信方法とすること。
- ・ 授業等の実施にあたり、メタバース環境へのアクセスに係る教員の負担を極力低減できるよう配慮すること。
- ・ ネットワーク上のセキュリティを確保するとともに、技術的なサポート体制(教員へのメタバース利用講習を含む)を構築すること。

(2) メタバースの利用に係る操作説明会の開催

ア 開催時期

2026年4月中旬～下旬(予定)

※ 実施校それぞれで開催すること。

イ 対象者

実施校の教員

ウ 開催方法

実施校を訪問して実施

※ 説明にあたっては、メタバースのデモンストレーションをするなど、実際に使用する教員がイメージできるよう工夫すること。

エ 内容

- ・ 操作方法等に関する説明
- ・ 本県のこれまでの実施事例や、受託者が保有する実績をわかりやすく整理し、実施校へ情報提供

オ その他

操作説明会の開催にあたっては、事前に愛知県教育委員会(以下、「県教育委員会」という。)と協議の上、内容を決定すること。

(3) メタバースを活用した学習支援の実施

メタバースの特性を生かして、以下ア、イを実施できるよう、実施校との打合せや生徒等への周知、後方支援等を行うこと。

生徒が学習支援を受ける場合は、実施校に配備されている一人一台タブレット又は生徒個人が保有するPCやタブレット、スマートフォン等を使用する。

なお、対象とする生徒は通信制課程の生徒を想定しているが、他の課程の生徒を排除するものではない。

ア 自宅学習等の支援

(ア) 実施内容

- ・ 生徒が、自宅から学校にいる教員等に対して学習に関する質問や、スクールカウンセラー等の専門的知見を有する職員に対して相談ができるよう、メタバースを活用する。
- ※ 休日や夜間の時間帯を含め、いつでも生徒が学習に関する質問等ができる環境とする。(例えば、生成AIを活用するなど。)

(イ) 実施回数等

- ・ 実施校1校で5回/月程度実施する。(教職員とのやり取りのみの回数とする。)
- ※ 実施に当たっては、複数の教職員が対応することを前提とする。
- ※ 休日や夜間の時間帯を含め、利用実績(回数、内容等)について報告すること。

イ 遠隔授業等

(ア) 実施内容

- ・ 生徒が、自宅から学校で実施する授業等(スクーリングを含む。)に参加できるよう、メタバースを活用する。

(イ) 実施回数等

- ・ 実施校1校で5回程度実施する。
※ 実施に当たっては、複数の教職員が対応することを前提とする。

(4) メタバースを活用したイベントの開催

メタバースの特性を生かして、民間企業等との交流ができるよう、イベントを年3回程度開催すること。

なお、生徒がイベントに参加する場合は、実施校に配備されている一人一台タブレット又は生徒個人が保有するPCやタブレット、スマートフォン等を使用する。

ア イベントの企画設計

- ・ メタバースで民間企業等と交流ができる講演会やワークショップなどを企画すること。(出演者の選定や調整、謝金の支払い、教材の手配、イベントの周知等を含む。)
- ・ より多くの生徒が参加できるように、日程や時間、テーマを検討し、実施校と調整すること。
- ・ 教員を対象とした事前の説明会を開催するなど、イベントの趣旨及び当日の実施内容について共有すること。

イ イベント当日の運営・管理・進行

- ・ 出演者や上記(1)イで設定したイベント用の空間の管理を行うこと。
- ・ 当日のプログラムを作成し、参加者へ配付すること。
- ・ スムーズに進行ができるよう、必要に応じて運営マニュアル等の作成を行い、事前に関係者へ配布すること。
- ・ 生徒が教室など1箇所に複数集まって参加する場合は、接続の安定性等の担保に努めること。

(5) アンケートの実施

上記(3)及び(4)の参加者及び実施者に対して、事後アンケートを実施し、効果検証等を行うこと。

ア 実施頻度

- ・ 学習支援やイベント開催ごとに実施

イ 手段

- ・ メタバース上でのアンケート実施又は別途作成したアンケート用紙を使用

ウ その他

- ・ アンケート項目については、学習支援やイベントを実施する前までに県教育委員会及び実施校と協議し、決定する。

(6) セキュリティ対策や有効的な活用方法の検討

上記(1)イの空間を利用して生徒同士がメタバース内でコミュニケーションを取る際のセキュリティ対策や問題点、有効的な活用方法を検討すること。

(7) その他

- ・ 実施校の生徒が本事業(上記(3)及び(4)の実施や生徒同士がコミュニケーションを取ることのできる空間等)について知り、参加できるよう、生徒向けにちらし等により周

知を行うこと。

- ・ 実施校からの要望がある場合など、必要がある場合は、受託者と実施校との間で、委託業務の適切な実施を図るための情報交換や打合せを行うこと。
- ・ 危機管理体制を構築し、自然災害、人為災害、事故等、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じた上、県教育委員会をはじめ関係機関に通報するとともに、委託業務が円滑に遂行できるように対処すること。

5 追加提案企画

県教育委員会が示す仕様書の内容以外に、受託者が独自提案した場合は、その遂行に責任をもって対応するものとする。

なお、追加提案する企画は、本事業の趣旨に沿う効果的なものとし、詳細については、企画提案のあったものを基に県教育委員会と協議の上、決定する。

6 業務の進捗管理

本事業の実施に当たり、事業の内容、進捗状況等について定期的に県教育委員会と打合せ、報告を行うこと。

なお、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者を置くこと。

7 完了検査

受託者は、すべての業務完了後、実施内容やアンケート結果、効果検証、有効的な活用方法など、調査結果をまとめた業務報告書(印刷物1部及び電子データ)や本業務で作成したちらしなどを添付した業務完了届を提出し、検査を受けるものとする。

8 成果物に関する権利等

- (1) 著作権の譲渡等については、別添契約書(案)第2条のとおりとする。
- (2) 受託者は、県教育委員会に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。また、著作者人格権の不行使は、県教育委員会が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (3) 著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (4) 上記に加え、受託者は、その他法的に保護に値するとされている第三者の権利・利益について確認し、成果物の引き渡しまでに適切な処理を行うものとする。

9 その他

- (1) 本業務は、受託者の有している知識に基づき行うものとし、個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- (2) 受託者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に委託業務を行うこと。
- (4) 委託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者(県教育委員会との連絡調整担当者)を選任し、実施方法や進捗状況の確認など、業務の円滑な実施のために、県教育委員会と定期的に連絡調整を行うこと。

- (5) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (6) 原則として、この仕様書及び提出された企画書により業務を行うこととするが、それによりがたい細部項目や県との調整が必要な事項については、その都度、県教育委員会に相談し、指示を受けるものとする。